

2002年11月27日

## 「食」の安全と生活者の信頼回復に向けて

社団法人 経済同友会

わが国経済社会が成熟期を迎えるなか、衣・食・住に対する生活者の関心は、これまでになく高まっている。

今日の“豊かな食生活”の実現は、「食」の生産・加工・流通におけるイノベーションなど、供給サイドの不断の努力によってもたらされたと言っても過言ではない。しかしながら、近年発生した食をめぐる一連の不祥事により、生活者との間で築いてきた「食」の安心はもとより、「食」の安全を担保する制度や基準に対する信頼を著しく損なうことになったことは、極めて遺憾である。生活者にとって、とりわけ「食」についての安全の確保と確かな安心は重大な関心事であり、そのベースとなるのは、行政および供給者、ブランドに対する信頼にほかならない。

1999年に制定された新農業基本法においては、農業への経営視点の本格導入という政策の大転換が行われ、またWTOとFTA交渉の本格化によってグローバル化が一層進展するなど、農業を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

経済同友会ではこうした諸環境の変化に対応して、農業政策のあり方を幅広く検討しているが、今般、生活者の間で「食」の安全への不安が高まっていることから、以下に安全と信頼の回復に向けた緊急提言を取りまとめた。

### 1. 経営トップが信頼回復への強力なリーダーシップを発揮する

今回の一連の不祥事で、生活者の関係企業への信頼を失墜した結果、長年にわたって築き上げてきたブランドはもちろん、企業の存続をも否定されるケースさえあった。

経営トップは高い志のもと、絶えず緊張感を保ちながら経営にあたるのが基本である。

経営トップは生活者へのアカウンタビリティを認識して、業務の改革と十分な情報公開を行い、関係業界への信頼の回復を果たすとともに、企業とブランドへの信頼を揺るぎ無いものとするために強力なリーダーシップを発揮しなければならない。

### 2. ダブルトラックによるチェック体制を確立する

「食」の不祥事の再発防止のために、企業は、従業員にコンプライアンスを

徹底させることが極めて重要であり、コード・オブ・コンダクトの制定や日常業務におけるライン上の十分なチェック体制の組織化と違反者への厳正な処分などを通じて、現場への浸透を図ることが欠かせない。

さらに、社内チェック機能の一層の充実を図る意味で、ラインとは別の経営トップ直結の組織として、例えば「監督専門職室」を設置するなど、ダブルトラックによるチェック体制を整備すべきである。この専門職は、関係部署や現場のチェックに対する独立権限を有し、各種情報を直接経営トップに伝える役割を担う。

また、大局的な危機管理の視点から、「内部警告者」が不利益を被ることの無いよう匿名性を担保するなどの対応も検討に値する。

### **3．民間版「食品表示ウォッチャー」を導入する**

本年度から農林水産省および都道府県レベルで食品表示ウォッチャー制度が実施されたが、関係企業は、社員のボランティア参加を推奨するとともに、自社取扱製品を対象に民間版「食品表示ウォッチャー」を募り、広く生活者に参画を求めていくことが重要である。

### **4．トレーサビリティシステムを積極的に推進する**

ITの活用等によって、食品メーカーから生活者までの生産・流通履歴の多くは把握可能となっていることから、そうした情報を常時開示できるよう捕捉しておく必要がある。また、生産現場から食品メーカーまでの間についても、関係者の協力を得ることで情報把握が可能な食品も少なくない。

関係企業はトレーサビリティシステムについて、行政と並行して、出来ることから積極的に取り組む必要がある。

### **5．生活者との間で情報公開と対話を推進する**

「食」の安全は全ての生活者が求めるものであり、「食」に関わる生産者や企業は生活者の期待に応える責任がある。

企業は、工場見学の受け入れや産地見学の実施、教育現場への講師派遣など生活者との多様な接点を重視すべきである。また、行政が展開する「食育」に関しては、業界団体も主体的に取り組むことが肝要である。

これらの活動を通じて、生活者が「食」の持つリスクの特性や、付加価値ともいべき「食」の安心の特質を理解し、多様な選択肢から自ら判断、選択する生活行動を支援していく必要がある。

企業は、生活者との揺るぎ無い信頼関係の確立に向けて、情報公開と対話を進めていくべきである。

## 6. 国際基準と整合した安全基準を設定する

グローバル化の進展に伴い、海外からの農産物等の輸入量が益々増大するなかで、わが国独自の安全基準を定めている農産物等については、国際基準と整合を図る必要がある。

農薬や自然界に存在する重金属等の残留値、無認可食品添加物の許認可制度を現実には則したものに改正する場合、例えば WTO による農産品の貿易自由化推進のため設けられた国際政府間組織であるコーデックス委員会（FAO と WHO による合同食品規格委員会）が定める規格・基準案などが参考になる。

残留基準が食品衛生法で規定されていない農薬などに対する安全基準の設定および改善は、日々の食生活に直結する優先課題であり、人員と予算の再配分によって十分な体制を整備する必要がある。

## 7. 輸入農産物の検査方法を改善し、検査結果を公開する

輸入された農産物の残留農薬検査を例にとると、農産物の葉や茎など測定部位ごとに検出量が異なることから、ワンロットの検査で全てを決めるのではなく、ロットごとの検査結果をみた上で、個別に判断する対応が必要である。

こうした検査方法の改善を行うとともに、輸入農産物の検査結果を積極的に公開することが求められる。

## 8. 生活者の安全確保を目的とした「食品安全基本法（仮称）」を早期に制定する

「食」の安全を確保するためには、基本的な理念を法律で規定する必要がある。現在、制定に向け検討中の「食品安全基本法（仮称）」が、生活者の安全確保を当該基本法の目的として明確に位置付け、早期に立法化されることを望む。

## 9. 「食品安全委員会（仮称）」の権限と勧告の実効性を明確にする

わが国初のリスク評価機関となる「食品安全委員会（仮称）」が、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省と切り離して設置されることになった。

この委員会がその役割を果たす上で重要なことは、リスク管理機関に対して行う勧告の実効性を確保することである。そのためには、まず、委員や事務局体制の独立を担保し、リスク評価に必要な情報収集のための調査権付与、勧告に対するリスク管理機関の尊重義務の明確化、生活者に対する情報公開の徹底などを進めていく必要がある。

さらに将来に向けて、委員会が食品表示に関わる法律の一元化や、悪質な法令違反に対する罰則強化を含め、再発抑止策についても委員会がイニシアティブを発揮することを期待したい。

以上